

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団表彰基準

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団表彰規程（以下、表彰規程とする）第8条に基づき、必要な表彰基準を次のとおり定める。

1 表彰の種類及びその対象

表彰規程第2条1から5に規定する表彰事項に関して特に顕著な業績がある個人や団体を対象として顕彰するにあたり、その種類と対象を次のとおりとする。

(1)個人の表彰

①青少年

表彰を実施する年度の4月1日現在、満25歳未満かつ活動年数が3年以上であること

②青少年指導者

表彰を実施する年度の4月1日現在、活動年数が10年以上であること

(2)団体の表彰

団体の構成員数が10人以上かつ表彰を実施する年度の4月1日現在、活動年数が10年以上であること

(3)特別表彰

青少年指導者及び団体であって、表彰を実施する年度の4月1日現在、活動年数が20年以上かつ過去に通常の財団表彰（社団法人三重県青少年育成県民会議会長表彰を含む）を受けた場合

(4)活動期間の特例

特に顕著な活動の実績など勘案すべき事由のある場合は、上記の活動期間にかかわらず表彰の対象とすることができる。この場合においては、理事長が特別に推薦を行い審査会に付するものとする。

2 過去の表彰

過去に当該表彰（社団法人三重県青少年育成県民会議会長表彰を含む）を受けた個人または団体及び当該団体の児童・青少年育成担当職員はこの表彰の対象外とする。但し、「1(3)」に規定する特別表彰はこの限りではない。

3 顕著な業績

顕著な業績とは、子どもや若者の育成に資する継続的または定期的な活動であり、その実績が他の模範となる等顕著なものであることをいう。

4 表彰数

当該表彰規程による表彰は、年間20件以内とする。

5 表彰候補者の推薦

推薦者ごとの推薦件数は、個人の部各2名以内、団体の部2団体以内とする（団体にあつては活動が継続中であること）。

同一部門において複数名推薦する場合は推薦順位を付すこと

（令和6年11月15日改定）